

企画管理室長 10月定例教育委員会議の開催に当たりまして、内藤昭一委員長がこの10月2日に任期満了となられておりますので、議事の進行につきましては委員長職務代理者の檜山委員さんをお願いしたいと存じます。

それでは、委員長席の方へお越しいただきたいと思います。

(檜山委員長職務代理者、委員長席に移動)

檜山委員長職務代理者 ただいま企画管理室長から言われましたとおり、委員長の内藤昭一先生、任期満了により委員長が不在となっておりますので、私が議事の進行をさせていただきます。

会議に先立ちまして、私の方からご紹介をさせていただきます。

このたび関英昭先生が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして議会の同意を得、10月3日付で市長より教育委員の任命をお受けになりました。任期は平成19年10月2日まででございます。

関先生は、大学教育に携わっておられますが、さきに松戸市情報公開懇話会委員をお務めされるなど、大変信望の厚い方でございます。このような方をお迎えできましたこと、私ども大変大きな喜びとしているところでございます。

それでは、恐縮でございます。関先生より一言ごあいさつをちょうだいいたしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

関委員 ご紹介いただきました関英昭です。教育委員会の任務の重さ、それも知らず、教育委員の責任の重大さ、それも知らずに辞令をいただきました。辞令をいただいてから市民の方からラブレターをちょうだいしました。それを読んで、まさに責任の重さをつくづくと今感じているところです。全く教育委員会のあり方あるいは小・中・高の教育のあり方については素人です。大学教育では26年ほど教師をやっていますが、全くまさに素人ですので、これから諸先生のご指導をいただきながら、何とか任務を果たしたいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

檜山委員長職務代理者 ありがとうございます。

開 会

檜山委員長職務代理者 ただいまより平成15年10月定例教育委員会会議を開催いたします。

-----

### 議事録署名委員の選任

檜山委員長職務代理者 開会に当たり、本日の会議録の署名人を、関委員によるしくお願いをいたします。

-----

### 議案の提出

檜山委員長職務代理者 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、委員長の選任及び議案3件となっております。

-----

### 委員長の選任について

檜山委員長職務代理者 初めに、委員長の選任についてを議題といたします。

委員長が、内藤委員の任期満了に伴い10月3日より不在となっております。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条により、委員長の選挙を行います。

なお、任期は本日、平成15年10月15日から平成16年10月14日までの1年間でございます。

この議題は人事案件ですので、秘密会としてはいかがでしょうか、お諮りいたします。

松戸市教育委員会会議規則第13条により決をとらせていただきます。

これより行う教育委員会会議を秘密会とすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

檜山委員長職務代理者 ご異議がないものと認めまして、本議題については秘密会といたします。

(秘密会)

委員長 ただいま秘密会によりまして人事の決定をいたしました。

委員長に私、檜山が、また委員長職務代理者に関委員が選任をされました。

私、委員長として一言ごあいさつを申し上げます。

長い間、前委員長の内藤昭一先生がこの責にありまして、教育委員会会議を主催をされてまいりました。非常に識見豊かな先生で、とても私、内藤先生の後任の役が務まるかどうか

不安でございますが、こういったような大事な時期に大変な重責を負って非常に緊張はしておりますが、私なりに頑張ったいというふうに考えております。

委員の皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、職務代理者に選任をされました関先生に一言ごあいさつを。

関委員 委員長職務代理者、全く耳なれない名称なわけです。代理者に選任されました委員の関英昭です。この10月3日に教育委員となりました。委員になってまだ日が浅い。この委員会のルールや委員会の進め方あるいはマナーも一切知らずに、今ここに座っております。そういう意味では全く初心者ですので、いろいろ諸委員の皆さんあるいは事務局の皆さんのご指導を受けながらやっていきたいと思っています。できるだけ委員長のサポートができるような、そういうスタンスで物を考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

委員長 ありがとうございます。

-----

### 議案第35号

委員長 それでは、引き続きまして議事を進めてまいりたいと思います。

本日議題として提案しております3つの議案がございます。その一番最初、議案第35号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

どうぞご説明ください。

こども課長 こども課です。よろしくお願い致します。

議案第35号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」

松戸市少年センター設置条例第3条に基づき別紙により、松戸市少年センター運営協議会委員に委嘱するものでございます。

平成15年10月15日提出でございます。

次に、提案理由でございますが、松戸市少年センター運営協議会委員の任期が平成15年10月31日をもって満了になりますので、その委嘱をするためのご提案でございます。

次のページをお開きください。

松戸市少年センター運営協議会委員をこれらの方々をお願いするという関係でございます。それぞれに記載されているの方々につきましては、1号委員の教育関係から5号委員の関係機関団体までの方々16名の再任でございます。

なお、任期につきましては、平成 15 年 11 月 1 日から平成 17 年 10 月 31 日までの 2 年間でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

ごらんのとおりでございます。各委員さん方、すべて再任という形をとっておりますが、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

委員長 この議案について討論、質疑、何でも結構でございます。ご発言がありましたらどうぞ。

事務局へお尋ねいたしますが、この委員さん方の再任はすべてあれですか、任期という。

こども課長 任期満了に伴ってございます。

委員長 再任は妨げないと。

こども課長 はい、そうでございます。

委員長 いかがでしょうか。

では、この件に関しまして、討論及び質疑を打ち切りまして、採決をしたいと思います。

議案第 35 号を原案どおり採決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、このように決定させていただきます。

-----

#### 議案第 36 号

委員長 続きまして、議案第 36 号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

どうぞご説明ください。

本部長 では、私の方からご説明をさせていただきます。

議案第 36 号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」

松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令を別紙のように定める。

提案理由でございますけれども、東部小学校及び第五中学校の学区であります紙敷地域で

字の区域の名称の変更がございました。これにつきましては、平成 15 年 10 月 25 日に施行されることに伴いまして、学区内の地名地番が変わります。それに伴いまして、本訓令の一部名称の変更をさせていただくものでございます。

次ページに改正するものにつきまして記載がございました。

詳しくは担当の方からご説明をさせていただきます。

委員長 よろしく申し上げます。

学務課主査 今回の改正につきましては、東部小学校及び第五中学校の学区の区域が対象となっております。現在の規程では、区切りの仕方といたしまして、次の新旧対照表をご覧くださいまして東部小学校の部分でございますが、上から 2 番目のところの「紙敷のうち次の区域を除いた区域とする」。あと第五中学校、下段の部分でございますが、上から 3 つ目のところ、高塚の次、「紙敷のうち次の区域を除いた区域とする」というような規定の仕方をしております。

今回町名地番変更が行われる紙敷 2 丁目それから紙敷 3 丁目につきましては、この除外されている区域内にございます。よって、今回の改正につきましては、特に既存の町名地番をいじることなく、現在の規程にこの「紙敷二丁目」及び「三丁目」をつけ加えるような形で改正させていただくことになりました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ご質問ございませんか。

本部長 当地域では区画整理等が行われておりまして、地番整理等がございまして、名称の変更をするということでございますので、区域その他につきましては従前の区域と変わっておりませんので。

委員長 こういうふうにして、徐々に地名変更が続いておりましたよね。これによって、特に今までを通して何か影響がございましたですか。

本部長 一番喜んでいるのは郵便屋さんだと思いますけれども。

場所によっては、孫番で表示されているところが並んでいないで、家が建ったたびに孫番がついておりまして、そういう意味では整理ができてきているのかなと。

そのほか、子どももこういうような形で明快にその地番で読めるような区域がふえてまいりましたので、そういう意味では非常に助かるという、行政的にはそういう面がございます。

委員長 そうすることで、地名の変更によるという議案の提出をさせていただいて、そのほかご発言ございませんでしょうか。

それでは、これより議案 36 号につきましての採決をさせていただきます。

原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第 36 号は原案どおり決定をいたしました。

-----

議案第 37 号

委員長 続きまして、議案 37 号「松戸市生涯学習基本計画について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

企画管理室長 企画管理室でございます。

議案第 37 号「松戸市生涯学習基本計画について」

松戸市生涯学習基本計画を別紙のように定める。

平成 15 年 10 月 15 日提出。松戸市教育委員会教育長、齋藤 功。

松戸市生涯学習基本計画を定めるためにご提案するものでございます。

この件につきましては、9 月の会議の際に原案をお示ししたところでございますけれども、今回決定をいただくためにご提案するものでございます。

なお、前回の原案から一部変更がございますので、それにつきまして担当の方からご説明をさせていただきます。

企画管理室指導主事 それでは、ご説明をさせていただきます。

案のものと大きく内容についての変更はございません。細かい字句の訂正がありますが、それは除きまして、下線を引いてあります、3 点についてご説明申し上げます。

1 つは、案の際に有効資源の活用の実施計画にありました学校選択制の導入の提示につきまして、有効活用の考え方からそぐわないというようなことで、アクションプランの方に移させていただきました。アクションプランの 11 ページ、12 ページに内容も新しくして提案しております。参考として位置づけて載せてあります。

したがって、2 つ目ですが、そこに書いてあります日付等も、新しくまたいろいろな方のご意見の中から、時期等を改めて変更しましたので、それに沿って案のときとは変更になっております。そのことをご了解いただきたいと思います。

3 つ目に、先日 10 月 7 日に中教審の方から「初等中等教育における当面の教育課程及び

指導の充実・改善の方策について」という答申が出されましたけれども、これについては、ちょっと時間はありませんので。ただ、理解のために検討課題としてとらえるということで、基本計画の37ページの部分に - - 当然前回はなかったわけでございますので、37ページのほかの部分も若干の変更はあるんですが、そういうところを加えましたということをご了解していただきたいと思います。

委員長 この基本計画につきましては、9月22日の市議会全員協議会に説明をしたということは承知をしておりますが、その後の経過について何か説明をお願いしたいと思います。

本部長 私の方から、じゃ説明をさせていただきます。

本件につきましては、先ほどお話がありましたように、先月の教育委員会会議におきまして原案のご了解をいただきまして、その案をもちまして市議会の全員協議会に提出することをあわせてご了解いただきました。

9月22日の市議会全員協議会においてお話を申し上げて、その後、10月6日からさらにご理解をいただくために、各党派議員さんにご説明をしたところでございます。その結果、各党派議員からいただきました意見、要望につきましては、お手元に資料が行っておると思えますけれども、本日教育委員会会議におきまして、決定に当たりまして、その意見、要望につきましてどのように取り扱うかもあわせましてご審議いただくと大変ありがたいなと思えます。

委員長 この生涯学習基本計画の議案、非常に重要でございますので、皆さん方から十分討論をいただきたいと思います。

議員さんからの意見、要望につきましては、一括して事務局からお話をしていただき、その上で委員の皆様にご審議を十分していただくという方法をとろうと思いますが、そういうことでよろしゅうございますか。

それでは、まず本部長から説明を。

本部長 それでは、ご説明をさせていただきます。

「現在、社会に存在しているいじめ、不登校などの教育の課題に対する解決策が示されていないのではないか」というご意見がございました。

これにつきまして、今回の計画は総合プランであるということが一つ言えます。一つひとつの各論には、当然実現できるもの、実現できないものがあるわけでございますけれども、それぞれ存在するそれらのことを、松戸市の教育改革計画では、総合的にリンクすることによって市全体としての教育のバランスをとり、互いに補完し合って前進する計画になってお

ります。例えば不登校児童・生徒については、アシストプランまたはホームスクールプランなど、対応しているところがございます。各課題に幾つかのプランが総合的にその課題に対処するというシステムをつくっておりますので、一つひとつ1対1の関係のプランではないということをご理解いただきたいというふうに思っております。

次に、「適正規模適正基準が国を上回るのではないかと」。これは学級数のことでございますけれども。

国が示しております基準は、いわゆる12学級から18学級というもので、それは義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令に書いてあるものでございます。今回の松戸市の計画では、24学級までという数を平成12年2月に示しました「松戸市立小中学校適正規模及び適正配置の基本的考え方について」という中に示しております。例えば各学区の広さが、先ほど申しました公立では小学校4キロ以内、中学校は6キロ以内という全国標準的な基準に比べまして、松戸市では約3分の1以下になっているほどの人口の多さ等、松戸市が都市型の地域であることに大きく関係しているというふうに思っております。その中で、今回小学校におきましては約1キロ以内に学校を配置していきたいというふうに思っております。中学校につきましては、おおむね2キロ以内という形で設置をしておるわけでございまして、今回総合的に考えまして、最高24学級までということにしたいというふうに思っております。

次に、「学校選択制の導入について反対する。なぜ導入するのか」ということについて考えを述べさせていただきます。

この制度の導入により、保護者の自主的、積極的な学校教育に対する参加意識及び一体となった学校経営が期待できるのではないかとということが1つございます。あるいは、自然な型の転校が可能になるということ、それからいじめ、不登校等の子供たちの学校生活にもプラスの効果が出るのではないかと期待をしております。厳しい行財政の中で、教育に関するさまざまな課題への対応が要求されておりますが、そのような中で、この制度がもたらすメリットに期待をしておるところでございます。

さらに、この制度を進める上での課題として、「学校の情報公開が不十分なことや保護者が選択する際の考え方が、うわさですとか風評などになってしまう」などについてのご指摘がございます。

学校側、教育委員会といたしましても、必要な情報を的確に得ていただくことに努めたいというふうに考えております。本教育改革においては、保護者、地域の教育力の向上も大きなテーマに掲げてあります。この制度を進めることによって、保護者の学校に対する意識を

高めることが1つねらいとしてございます。

次に、「選ぶ側の判断材料が整っていないのではないか」と。

先ほど一部そのことに触れさせていただきましたけれども、学校選択制の導入にあわせて、選択の判断に関わる環境整備を整えることが急務になるというふうに考えております。計画では、学校の評価活動のプロジェクト会議を既に開始しております。また、それらの情報の開示方法についても、ホームページなどの整備を急いでおるところでございます。この情報公開については、教育情報センターの設置を早め、計画を立てておるところでございます。

ご質問のうち「従来の弾力的運用、要するに申し出ということでございますけれども、それではだめなのか」というご質問がございました。

学校教育法施行令第8条による指定校変更制度については、これまでの入学通知にも明示しておるところでございます。これまでの学区外通学の適用は、あくまでも個々の理由により教育委員会の対応として認められてきたものでございます。このたびの学校選択制の導入により、さらに一般化されたシステムとして、さまざまな理由により転校を余儀なくされる児童・生徒がその効果を受けるのではないかと。また、そのことを期待しておるところでございます。

次に、「少人数学級の実現性について、プランには示されていない」というご指摘がございました。

これにつきましては、市民懇話会の最終報告の中で少人数の指導に関する議論があり、それを受けて、少人数学級や少人数指導の実現に向けての提案がございました。本計画では、指導の対象を少人数にすることへのメリット、あるいはその方法として多様な指導形態のメリットを提示させていただいておるところでございます。その中で環境の整ったものから実施していくという考え方、あるいは少人数の授業というシステムの効果に期待をしておるところでございます。少人数授業の実施計画が掲げてございます。そのようなことで、少人数の授業、指導につきましても、本計画はそのプランの中に提示をさせていただいておるところでございます。

共通いたしましたところは、おおむねそのようなところということでございます。

委員長 また、質問の中で答えていただきたいと思いますが。

齋藤委員さんは何か追加発言ございませんか。

教育長 後ほどと思っていたんですが、特に選択制の問題がかなりクローズアップされている。もちろん適正規模適正配置もそうなんですけれども、学区選択制についてちょっとだ

けお話しさせていただきたいと思っておりますけれども。

歴史的に見ますと、これは私ども教育委員会が考えているわけではないんです。国の流れを概括的に追っていきますと、1985年、いわゆる臨教審の中で提案されました。いわゆる学校選択に限らず、いろいろな教育システムがすべて選択なしの硬直的なシステムにあるがゆえに、今日の教育課題、問題が惹起されているのではないかと。誤解しないでください。私が言っているわけじゃない。そうした中で、その一つとして、学区の自由化が提言されました。しかし、その当時はまだまだ潜在的な需要といいますか、要望は強くはあったものの、それほど一般化されてはいなかったという状況があったと思っておりますけれども。それを受けた当時文部省は、余りにも市場性の強いラジカルな提言であるということで、それが取り上げられなかったと、こういう経過がありました。

その後、1996年に行政改革委員会は、規制緩和の一環として学校の学区の選択制といいますか、弾力化といいますか、それを提言した。その翌年には文部省も動き出しまして、「学区の弾力的運用について」という通達を全国の都道府県に出しており、それが全国の各市町村に送られてきたと。もちろん文部省に学区を設定する権限はございません。これは市町村教育委員会が独自の権限に基づいて行うものでございますけれども、そういう通達を受けまして、少しずつ弾力的運用がなされてきたという経過はあろうかというふうに思います。

そして、翌年には国の教育改革プログラムの中で、学区制に関しては、やはり一つの柱、学区の弾力化については規制緩和の一つの柱といいますか、そういう位置づけがなされてきたということになりまして、その後国のレベルでは、この学区の選択制の問題につきましては、解決すべき政策課題であると、そういう位置づけになって今日に至っているんだろうと思います。

その後、地方分権化の流れが加速された中で、品川区とかそういうところが学区の制度の弾力というふうなことを始めておりまして、それはやはりいろいろな世論あるいは住民の意向、要望、それぞれの地域によって違うでしょうけれども、そういう流れの中でできたという、こういうことございまして。

また、後ほどこのことについては詳しく述べますので、とりあえずは歴史的流れの中で、そしてそれらを勘案して選択制を松戸市でも導入する時期に来ている。これは潜在的、顕在的な住民のニーズにこたえる、それとともに、やはり学校に対する愛着感が薄れているというような評価がなされている今日、自分で選択した学校に対して責任を持って、選択と参加ということで一緒に学校をよくしていこうという機運が高まれば、これはまずもって目的が

達成されるのではなからうか。一朝一夕にいくものではございませんけれども、その一つの突破口を切り開いたということ。

これは後ほどまたご説明を申し上げます。

委員長　ただいま生涯学習基本計画の総論につきまして……。また、その総論を完全に頭に入れておきませんと、各論になかなか入れないものですから、説明をいただきました。もちろん各論も含めて質疑をさせていただきます。

根守委員さん、何か。

根守委員　かつて学区制というようなことで問題になったわけですが、それは住んでいる人たちそれから家庭の理解というようなこと、説明によっていろいろと協力体制にまでこぎつけたわけでございます。何をやるのにも、一番最初やるというようなことが非常に大変なことでございまして、諸般のいろいろさまざまなことが考え出されて、そして教育は今その目先のことだけではなくて、5年ないしは10年先、そして子供たちが成人に達して大人になるところまでのこと、それからやはり10年、20年じゃなくて、50年先、できれば100年先を見据えた計画というようなことが必要だと思うわけです。

特に、財政難とかいろいろさまざま、やるということになりますと、予算、お金がかかるわけでございます。だからといって、子供たちをないがしろにしている、学校をないがしろにしている、市民の考えを聞き入れないというようなことではございません。できれば新しい取り組みないしは何かをやるというようなことが計画されたならば、そのことについて市民ないしは子供たちの意向も非常に大事だと思うわけでございます。そういうような説明を、やはり忌憚なく何遍も理解できるところまで説明が必要になるのではないかなと、こう思っておるわけです。

学区をやるときもそういう説明が詳しくなされておりました、最終的にはその計画どおりになったわけでございますが、今この学区の問題だけではなくて、統廃合の問題とか、いろいろさまざまあるわけですが、これから教育委員会としても、地域住民の意向等を踏まえながら進めていこうと思うわけでございますが、そういう計画的なものがあるかどうか、それをちょっと伺いたいと思うわけです。

委員長　いかがでしょうか。

本部長　そのプランの中で前回……。先ほどもちょっと変更点のことをお話し申し上げましたけれども、その中にもお示ししておりますように、18日の土曜日から地元説明にまず入りたいというふうに思っております。あわせまして、今月の広報それからホームページ等を

使いまして、早速きょうご議決いただければ、提示をしていきたいというふうに思っております。

また、当然のことながら、一番最初にご説明に入りますのは、ここにあります適正規模の対象になっております8校がございますから、まずそこを皮切りに、それからそのほか選択制の問題ですとかというような問題につきましてもご説明をさせていただきたいなというふうに思っております。

委員長 瀧田委員さん、いかがでしょう。

瀧田委員 このたびこの生涯学習基本計画案を拝見したときに、文部科学省が今教育の3回目の改革期であると。1回目は明治維新であって、2回目が戦後であって、今3回目の改革期であるという話を、私この前まで社会教育委員でしたので、社会教育委員全体会議のときに拝聴いたしました。そのときに、何かまだ松戸市の中では、水面下ではいろいろな審議会があつて動いておりましたが、まだ実際に私の実感として、動き出しているということが確認できないまま教育委員になって、ことし東日本の全体研究会に参加した折に、これはもう全国的にほとんどの方々が統廃合のことで問題を抱えて、ここはまだ市町村合併がないんですが、市町村合併に基づいた統廃合というのは大変で、土地は10倍になって人口は3万人しかふえないとか、そういう中で統廃合が行われて、当然子供たちは学校に行くのにバスで行ったりとかと、バスで行くというと、簡単に思えるでしょうけれども、小学生がバス通学というのは、これはもういろいろな状況を考えると大変なわけですが、せっかくのチャンスなんだから、そういうものをいい方向に変えていく活力を自分たちで見出しているという実例、事例を聞きまして、やはり日本列島は動いているんだなという実感を実はそのときも持ったんですが、やはりこれを拝見するまで、私の実感としていま一つ甘かったと思います。

ただ、やはり今教育は、問題になっているのは、ほとんど義務教育のを中心と思われられるでしょうけれども、それが出てきた背景には、生涯学習として教育をとらえていく中の学校教育は一つの視点であるというふうに私は解釈しているわけなんです、広い意味で教育を考えたときに、こういう広い視野に立った計画が出されたことに私は敬意を表しております。

ただ、実際にそれではどういふことがあるかといったときに、まず最初に手をつけられるのが、やはり適正規模適正配置ということに当然なってきたわけですが、それも地理的に見れば、本当にまだまだ恵まれている方だなと思いますが、その学校、学区の方たち、その学校に通っているお子さんたちにとっては、これは大変なこと。でも、私はちょうど子供を学

校がたくさんできるときに育てましたけれども、そのときに子供たちはショックがなかったかといったら、大変なショックがあったわけです。1つの学校に通っていた友達が3つにも4つにも分かれて、そしてそういう中で、やはり親友だったねというようなものを親としてはかなりシビアに感じていたんですが、子供の方は、それを一つのばねに、何というか、大変なものを乗り越えていく力というのがあって、そして新しい中に果敢にとびこんでいくんだと。それが子供の伸びていく力なのかなとつくづく考えさせられました。

ただし、やはりそれだからすべての改革が皆さんが知らない間になされていいということではなくて、やはり地域住民にそういう教育の大もとの改革論を行政側は説明しなくてはいけないんじゃないかなと。そういうものを納得した上で、本当に適正なんだろうか、規模、配置。それから、規模だって、今あるものの中で考えるのではなくて、やはり学校運営でもどんどんこれから変わっていくわけですから、それをもっとよりよくするためには、どうしたら自分たちの力を出せるんだろうかということを考えてとてもいいチャンスになっていますので、住民の方々もどんどん意見を申し述べ、そして行政とこれからどういうふうパートナーシップ - - 今までのところは、やはり行政の理論の方が先行しておりますが、これからそういうパートナーシップを結んで構築していくという形をとれないかなというふうに思っているわけです。

そして、ちょっと長くなって恐縮なんですけど、適正規模適正配置の結果、学校でなくなったところの人たちがやはり一番ショックというか、僕はどうなるんだろうというふうに……。私が親でも、やはり実感として思います。よりどころはどこになるんだろうか。そのときに、どういう方法で今まで学校であったところが生かされていくのか。教育の場にそのまま生かされていくのか。そうしたら、何か夢がその中に盛り込まれるかなとかと。私は楽観的な方かもしれませんが、もう前向きに教育を広げて、子供たちも勉強するけれども、私たちが勉強するという場が与えられるのかなとかというふうに思います。

それから、先ほど不登校とかいじめ、いろいろ取り組んではいらっしゃると思いますが、不登校児の関係につきましても、青少年会館でやっている基礎学力再履修講座、ああいうのも、学力がつかないで中学を卒業したようなお子さんにとっては、大変な救いの手になっていますし、県営ですが、流山青年の家とか、そういうところを不登校児たちが集まってもいいよという場所に今計画している。

それから、南高校では三部制の定時制と全日制の学校、それが並列で、しかもその中で単位をお互いに取り合っているという大変画期的な - - 全国で一番初めです。並列でないところ

るはあるんですが、並列でなおかつ単位を取り合うような学校というのはほかにないんです。県立とはいっても松戸はそういうものを抱えて、本当に先進的に前向きに取り組んでいる部分もやはり見逃してはならなくて、そしてやはり、そうかといって今までの子供たちの何となく温かい、今まであったものをいじるときの心遣いというのは、しっかり行政の方でアフターケアもまげて。

話があちこち飛びますが、要するに予算も建物とかそういうものじゃなくて、人的なものに対する予算の獲得ですね。これまだ12月予算がこれからなんでしょうけれども、どうしても学校を建てるよとか、何かをいじるよという、予算がとやすいんですが、人的にもっと教育力を学校に投入しなくちゃいけないし、社会教育と学校とがもう本当に力を合わせて子供たちを育てていかななくてはならないときに、教育に対する予算を減らさないよう、その点を実は……。あれは議会で決まるんでしょうか。そういう予算をたくさん使ってほしいというような思いでいっぱいでございます。

子供たちがとにかくすばらしい、これは与えられた環境じゃなくて、自分たちで作り上げたこういう環境の中で羽ばたいていくことを夢見ている一人でございます。

委員長　ありがとうございます。

いろいろご意見が出る中で、また違う視点から、関先生、いかがでしょうか。

関委員　最初に私、ごあいさつでも言いましたが、とにかくまだ教育委員になって2週間たつたないかです。それまでしばらくヨーロッパに行っていたものですから、まだ時差ぼけですので、その辺はご勘弁ください。

しかし、委員を受けてから一生懸命読みました。一生懸命勉強したつもりでいます。幾つか私なりの気づいたことを質問させていただきます。あるいは、幾つか私なりの感想も言ってみたいと思います。

1つは、今までも委員の方がおっしゃっていたんですが、総論的に言うと、やはり説明責任をどういうふうに考えられているかが一番重要だと思うんです。これは行政のサイドに対してですけれども。私は委員会に出たのはきょう初めてですので、過去の2年間のこの委員会の議事録を全部読みました。そうすると、この改革案についてこの委員会で議論した回数が極めて少ない。記録上は、2年間ですので、平成13年4月からことしの4月までのものを見ましたが、松戸市教育改革について、あるいはその改革の市民懇談会についての報告が2001年5月の例会、ここでなされています。それを受けて、それは恐らく教育長の諮問機関として基本計画を出されたわけです。その後で議論したというケースが、私の見た限りでは

ないんです。これが少し私にとっては、過去のここの委員会での議論を追う資料としては全く不十分です。それしかありませんでした。

あと、その後 2003 年の 2 月 21 日に松戸市教育改革市民懇談会が最終報告を出している。ことしの 2 月ですね。ことしの 2 月に最終報告が出て、その後この基本計画案が出てきた。それを 9 月 22 日、私が受け取ったのがその前後です。ヨーロッパから帰ってきて、その前後です。それから見たわけですが。

第 1 の質問。その教育改革市民懇話会で議論されたこととこの基本計画のつながりがどうもわからない。市民懇話会でいろいろ議論して提案、経過をまとめてくださった、これがその後この教育委員会でどういうふう議論して、そして今回のこの案あるいはこの間議会に出されたという基本計画のことに至ったのかという、そのつながりがどうも見えませんでした。したがって、私もわからないと同様に、ほかの方にもなかなかわからない面もあると思います。

しかし、先ほどから聞いていると、いろいろな形で情報開示はしているというようなこともうかがわれましたが、少なくともこの委員会で議論していないということが、我々としてこの場でどういう態度表明するのかと。ちょっとここが気になりました。

それから、3 部作をちょうだいして見た感想ですが、非常によくできているという面もありますが、余りにも膨大過ぎて、短期間でこれを全部学習するにはとても多過ぎるという気がしました。もう少し要約したものを出示していただけるとわかりやすい。

その多い中で気づいた点は、多過ぎるのでちょっと難しいんですが、例えばこの案の段階で私がメモした限りでは、学校が説明責任を果たすというのが 18 ページにあります。この説明責任を果たすという言葉はとても最近重要で、アカウントビリティーと呼んでいますが、これはいろいろな場面で今説明責任を果たさなければいけないと言われてきています。ところが、この辺はさっきの懇話会の報告書にもあったと思うんですけども、いつの間にか懇話会では言っていない学校を選べるというようなことがこの基本計画の中に入ってきています。学校を選べると。今恐らく問題になるであろう、そのゾーン制、学校選択制それから適正規模適正配置ですね、この 3 つが入っている。これは案の段階では 15 ページです。この 3 つがいつの間にかここに入っているんですね。したがって、このつながりが僕にはどうも 1 つわかりませんでした。その辺で、やはり委員会としても、あるいは行政の立場でも、やはり住民やあるいは関係当事者には十分な説明をしていくという必要性は大いにあるんだろうと思います。

そういう意味で、先ほど私はラブレターと言いましたが、委員になってから住民あるいは関係、関心を持つ方からたくさんお手紙をいただきました。私には何のことがよくわからないんですが、手紙をいただいたというのをあえてラブレターと言いましたが、これは極めて私にとってはショックなことでした。こういうお手紙をいただく前に、やはりいろいろな形で情報を開示して意見を聞いて、その人たちの考えと我々の考えがなるべく近づくという努力はしなければいけないと、それが私の一番感じたことです。

したがって、基本計画そのもの、中身はかなり膨大でしっかりしたものをまとめておられると。作文もとてもお上手。しかし、進め方がやはりこれから重要になるだろうと、私はそう思っています。

したがって、きょうはこんなにたくさんの方が傍聴に来られていると思うんですが、それはやはり皆さん関係される方でもあるし関心ある方でもあると思うんです。これは実はいいことでもあり、あるいは我々としてはこういったことを気をつけていかなければいけない。本当ならこんなにたくさん来ていただかなくても、話がきちっと進むようなこともやはり我々としては考えなければいけない部分でもある気がしました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

たくさんのご意見をいただきましたが、齋藤委員さん。

教育長 ご質問の部分もまたおありになるでしょうし、大変手厳しいけれどもお褒めもいただいたし……。ご批判をいただいたり、新しい目で……。先生が松戸市の情報公開の準備委員会の委員をされていまして、非常にその辺で造詣が深くていらっしゃるんです。我々にとっては新鮮な気持ちで謙虚にご批判は承って、今後改善に向けて努力したいというふうに思っておりますけれども、懇話会の答申というか、報告とこのアクションプランとの関係について、まだ説明責任を私は関先生に果たしていないから、言われても仕方がないんでして、その関係はもう少し因果関係をしっかりとご説明申し上げないとご理解いただけないのかなと。多少誤解はある。個人的にはたくさんあるというふうに思っておりますけれども、その辺ちょっと事務局説明してください。

企画管理室長 では、私の方からご説明させていただきます。

数十回にわたりまして松戸市教育改革懇話会報告、最終答申につきましては、この2月に提案をさせていただいたわけですが、その間、教育委員さんには常にお忙しい中、その懇話会の議案のいろいろな研究事項に入らせていただきました。そういった意味から、私ど

もの方といたしましては、ある意味では、こう言うのは失礼になるかもしれませんが、このアクションプランを作成するに当たりましては、教育委員さんにつきましては、その辺は十分ご理解をいただきながら進めていたというふうに感じておるわけです。

当然のことながら、このアクションプランをつくるまでの過程におきましては、懇話会の方でいろいろな形でお聞きになったご意見等々もその中に加えさせていただいているということをご理解いただきたいというふうに感じております。

本部長 補足をさせていただきたいと思います。

例えば今回の学校選択について、最終答申なり懇話会の中で議論がなされないのに、唐突にここに出てきたというような印象をお持ちだということでございますけれども、確かに学校選択制という話での議論は、そういう言葉を使った議論はなかったと思います。ただし、学区自由化ということで随分議論がなされております。もちろん委員の方々の中からは、そのことについて、選択できることで実現できることについてご賛同いただける方もいますし、そのことによって起こり得ることの心配なりデメリットについて、行うべきではないというようなご議論はございました。

現実には、学区の自由化というふうに世の中いろいろ言われておるわけですがけれども、現行の制度の中では、各学校に通学区域を決めなければならないというのは、その学区を決めるのは、確かに地方教育委員会が決めるわけですがけれども、法律上そういう枠がございますので、学区を自由化すると、要するに学区をなくすということは、現行の制度の中では……。特区申請でもすれば別でございますけれども、それと同じ効果を得られるということで、学校を保護者なり児童・生徒に選択をしてもらおうと。

ただ、先ほども申し上げましたように、じゃ選択する基準について、その学校の教育方針ですとか経営方針ですとかというものの情報公開について、まだまだ至らない点がございしますので、その辺については、先ほども申し上げましたように、今後各学校が自分の学校をどのように今後経営していくのかというようなことについての情報開示は当然していかなければならないというふうに思っております。

ですから、言葉を少し議論と変えざるを得ない部分があるというようなこと。

それから、適正規模適正配置につきましては、これは従前から適正規模適正配置についての議論がございました。それは教育委員会の中で、適正規模適正配置に関する委員会等を設けて議論をいただいております。その取り扱いについてということは、当然懇話会の中でもお話が出ました。今回懇話会の中で出ておる中で、やはり先ほど来ご意見が幾つかご

ございましたけれども、従前ですと右肩上がりの経済の中では、新たな施策に対して新たな財源といいますか、資源を確保することが可能だったわけでございますけれども、現行、今後なかなかそれが難しいというのが一つございます。

そのために、統廃合という形、適正規模適正配置を行うだけではございませんので、その辺を誤解を受けるといけませんので、先にお断りいたしますけれども。やはり全体の中で、これらの相当ボリュームのある計画をする上では、いろいろな意味である一定の基盤整備が必要だろうということで、今ご提示申し上げている中で、例えば基本計画のページでいきますと、15ページに4つのプランが上段に載っております。これがまさに先ほど来ご議論いただいております、今後施策として展開していく新たないろいろな施策事業でございます。それらを実現するための基盤整備として、下に3つ掲げさせていただいております。それが適正規模適正配置であったり、IT、情報基盤の整備または教育情報センターの設置ですとかというような形で、基盤整備とあわせて、今後新たな教育サービスを展開する上でのプランと基盤整備という形でのセットのご提示をさせていただいております。

教育長 適正規模だけに限定しますと、話がちょっと小さくなってしまいうんです。細かいところ、社会教育、学校教育の垣根があったわけで、限られた財産、市の教育資源の有効活用を図る。それは相互乗り入れも含めて有効活用を図るべきだと。資源の再配分、有効活用と。そして、この右肩下がりの時代に教育の内容を充実させていくためには、ますますそういうことが必要になってくる。右肩下がりの経済問題だけではなくて、これはもう瀧田さんのご専門分野ですけれども、学社連携といってもちっとも動かないもので、その後、学社融合ということになりまして、学社融合までできますと、今度は学校教育の反発が出てくるといって、生涯学習の傘下に学校教育が置かれたというのは、教育関係者にとってはおもしろくないという議論もあります。

そんなことはどうでもいいんですけれども、それらを含めて松戸市内の教育資源を、市のだけじゃなくて、大学や他の高校との連携の中で再構築していこうじゃないかという議論もあって、それらにちょっと触れられたところはあったんじゃないかと思うんです、懇話会で。だから、それを拡大解釈して適正規模かと言われるとつらいんですけれども、やはりその一部であるということは事実でございますし、懇話会はあくまでも答申したわけでございますし、もちろん答申の内容は最大限尊重いたしますけれども、ほかに社会教育委員会もでございますし、議会もでございますし、いろいろな市民を代表するような方々の意見もその中に加味しながら、短・中・長期にできるもの、できないもの、そして優先順位、そういうものを定

めさせていただきましたので、懇話会の中間報告の中身とこのアクションプランの中身は必ずしも一致しないし、一致しなくても、私はそれは許容範囲であるというふうに考えてございますので、またの機会がございましたら、ご議論をさせていただければというふうに思います。

何しろ本当に関先生にはいきなり膨大な資料をお渡ししちゃって、大変恐縮に存じますが、時節柄こういうことになっておりますので、ご了解いただきたいと思います。

関委員 先ほど室長がおっしゃってくださったのを確認だけさせてください。

そうすると、この基本計画の中にも懇話会の中にこの教育委員のメンバーの意見も入っているから、この懇話会の報告書も今回の基本構造に入っていると。したがって、意見は反映されていると、そういう理解でよろしいですね。

企画管理室長 はい。

委員長 いろいろのご発言をいただきましたが、関先生に私の方から言いわけになるかもしれませんが、この数年いろいろなこういったような議論を正式に教育委員会会議にかけるということは、議案としてかけなくちゃいけないんです。そうすると、その場で何か決定事項になってしまう。そういったようなこともありまして、定期的に勉強会をさせていただきまして、これは内藤前委員長を中心に、教育委員会会議が終わってからの場合と、または特別にそういう日程を設定をいたしまして、いろいろ勉強会を続けてまいりました。そういう中で、事務局の方もいろいろな材料を吸収したものだというふうに考えておりますが。

最後にほかの委員さんから、この生涯学習基本計画について、まだ注文があるとしたらこういうことだということがありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

根守委員 教育改革市民懇話会、これ4つの視点というようなことで、改革の全体構造の中に入っているわけですが、その視点を踏まえたこの基本計画だろうと思います。決して懇話会の提示されたものをないがしろにしているというようなことではないだろうと思うんです。したがって、先ほど来から、やはり議論をすると、お互いに議論をしていくということが非常に大事ではないかなというようなことを感じます。

それと同時に、やはりこういう大きなことですから、教育に関する改革全体が。そのことについては、やはり学校それから地域そして教育委員会、この三者がお互いに理解し合う、それから研究し合いながら、お互いに提案されたものを熟知して意見を述べたり、それから変えなければいけないようなことがあったら変えていくとか、そういうようなことをこれか

ら設定していただいて、よりよい松戸市の教育改革全体構造であるというように言われるものにしていきたいなど、こう思っております。

私自身、懇話会にも何回か出させていただきました。その中で、非常に財源のない中でというようなことなどを踏まえた、現在あるものを有効活用させるというようなことが話し合われておりましたけれども、そのことがやはりすごく頭に残っておりまして、どういうように改革していくのかな、どういうようにそれを統合しながらやっていくのかなと、こう思っておりました。でも、この全体構造の中に、その4つの視点というようなことで、これは網羅されているんじゃないかなと。もう少し時間があれば、ずっと隔々まで私は目を通したいなど、こう思うわけですが、あくまでも隔々までというのは、一々目を通したいなど。いろいろなお意見もいただいておりますので、それを踏まえたことでいろいろ考えていきたいと、こう思っておりますけれども。

本部長 先ほど瀧田先生それから根守先生それから関先生からも非常にご発言があったわけでございますけれども、また後ほどご発言があるかと思っておりますけれども、これ非常に大事なことでございますので、もう一度そのご説明をさせていただきたいと思っております。

市民懇話会との関係等について、具体的に申し上げますと、これも先ほどの15ページをちょっとお開きをいただきたいと思っております。

そこに全体構造図を示しておりますけれども、今、根守先生からお話がありましたように、市民懇話会から今後の松戸市の教育の将来あるべき姿というのは、一番下段に松戸市教育改革市民懇話会の4つの視点というのが書いてございます。

まず、右の方からいきますと、評価システム、これは学校教育それから教育行政含めてでございます。それにつきましても今回の計画の中には明示をさせていただいております。

それから、右から2番目の多様な支援を可能にする教育システムということの中で、既にもう実施されておりますのが、先ほどお話がございました基礎学力の再履修講座というのをもう既にスタートをさせていただいております。これは一般的には夜間中学というような言い方が従前あったわけでございますけれども、要するに義務教育を卒業されていない方を対象ということではなくて、いろいろな理由で義務教育は終わって卒業なさっておりますけれども、その部分の学習について再度履修をしたいという方は相当いらっしゃると思います。当初はその方々だけを対象にということで、開催を夜間に予定をしておりました。しかしながら、もう少し若い方で、それから逆に言うともうちょっとお年を召された方で、昼間も受けたいという方が講座を開設してすぐございましたので、今は2部制で、昼間と夜という形での対

応をさせていただいております。これは将来的には、不登校で - - 現に不登校になっているお子さん、それから不登校のまま卒業なさってしまった方がもう来ておりますけれども、いろいろな方にここで。そういう意味では義務教育のセーフティーネットというような形のものをもう既に構築をさせていただいておると同時に、先ほども全体の説明の中でお話し申し上げましたように、小・中学校の連携ですとか、中・高の連携ですとか、それから今サタデーコミュニティースクールという形で地域の教育力を活用させていただきまして、土曜日のコミュニティースクールを開催しておるわけでございます。

学校を拠点とした地域コミュニティづくりにつきましては、これはもういろいろな形で、今申し上げましたものも地域の方に参加していただくというようなことも含めておりますので、各方面にそのことは網羅をされております。

それから、児童の基礎基本の定着につきましては、いきいきアシストプランという中で、総合的に主なものは入れさせていただいておりますので、そういう意味では、市民懇話会からのご提言については、先ほど教育長が申しましたように、網羅をさせていただいております。

今回説明責任についてのご指摘をいただいております。確かにそういう意味では、住民、市民の方にまだ直接的なご説明は、先ほど申しましたように、この土曜日からということでございますので、いたしていない事実がございます。

ただ、これは議会にご説明し、その後ご意見を伺いながら、ここにきょう私どもとしてはご確定をいただいた中で、地域にご説明に入りたいという考え方で準備をしておりますので、決定版についてのご説明はいたしておりません。

ただ、その途中のいろいろな議論につきましては、議会等でもご議論がございましたし、その都度ご説明はしておるといふふうには考えております。それが不十分であるというご指摘は、そのように受け取らせていただきたいと思います。

教育長　今、本部長の説明で基本的にいいんですけども、松戸市の教育改革アクションプランが、これはやむを得ないと思うんですけども、やはり選択制の問題と適正規模適正配置、いわゆる統廃合に集中し過ぎているという。これは関先生流に言わせますと、説明責任、アカウントビリティが不十分だと。十分反省しておるんですけども、まだ本当に一般に公開していませんので、公開に関してはこの委員会の後、いろいろな形で - - 広報、いろいろなインターネット等の形で公開させていただくと。そのタイムラグが極めて厳しい状況下であって、私も反省しておるんですが、憂慮をしております。しかし、これが終われば、

早速にも説明責任を十分果たしていきたいというふうに思っています。

松戸市のこのアクションプランは、そこの2つに集中するのは、説明不足と同時にやはりもう少しご理解いただく。本文を読んでいただきたいなというふうに思っておりますけれども、教育改革と申しますと、マスコミ取り上げるのは、中高一貫制や民間人校長を導入したと、少人数学級を導入したと。そうすると、教育改革をやっている、やっているということになると。私は今の3つ - - まだ4つ、5つあるんですけども、重要な教育改革の一つの主要な手段だと思っておりますけれども、それをやらないと教育改革にならない、それをやると教育改革という。よその市を批判する気はありませんし、よその市の状況は取り寄せていないんですけども、じゃ総合的な教育改革のプランあるいは計画、そういったものがありになるんでしょうかと聞きたいんですけども、単発的に、言葉悪く言うと、つまみ食いだけじゃ教育なんて一向によくならないなというふうに思っております。

いじめ、不登校の問題がそのためだけに改善策が講じられるということは大切なんですけども、例えばスクールカウンセラーを導入したからといって、それでいじめ、不登校やいろいろな問題が解決するとは思えません。有効な手段でありますから、大いに活用して……。

僕は否定しているんじゃないんです。松戸市は既に、千葉県はおろか全国的にもいち早くスクールカウンセラー全校配置については達成しておりますもので、否定しているんじゃないんですけども、それだけに頼るいじめ、不登校対策問題、教育改革は非常に脆弱ではなからうかと。やはり学校全体で取り組む、あるいは地域も取り組む、家庭と連携する、教育委員会もそれを側面からバックアップする、そういうネットワークを構築する方向でいかなければ、本当の改革にならないというふうに思っています。

だから、松戸市のプランの4つの柱には、子どもいきいきアシストプランというのがあります。これは学力低下に対する対応策だけでなく、やはり子供たちのレスポンスビリティ、生きる力あるいは責任、小さいころから基本的な生活習慣、自立とか責任を持つ、そういうことがなければ学力も身に入らないだろう。だから、このいきいきアシストプランに入りますよということを言っているわけです。同時に、いじめ、不登校対策にだって、このアシストプランは当然活用できるんだと、そんなふうな視点で考えております。

時間がありませんので、全部4つの柱とこのいろいろな教育問題、教育課題、地域の課題、学校の課題、これ全部リンケージしていけばいけるんですけども、それは一つだけしか申し上げませんけれども、そんなふうにご考えておまして。

校長リーダーシップの問題に対しても、民間人校長の導入だけで済むわけではないんでして、

だからやはり現にいる校長先生たちのリーダーシップ、あるいは学校の自主性、自律性を高める。やはり権限を拡大して、責任に対する、それこそアカウンタビリティとディスクロージャー、これをやって、学校評価にもたえられるようなよい学校づくりにしましょうよというようなことが、実は全部盛り込まれているわけでごさいます、それを言いますと、余り安売りのスーパーマーケットだと言われる。何でもありじゃないかということになります、また機会があったらご説明申し上げますが。

適正規模と選択制の問題が大きくクローズアップされていまして、私どもの意図するよりも先に……。これ当然改革というのは痛みが伴うもので、必ず得する人はいないというか、弱みを伴うものなんで、それはしょうがないと思っています。これからは精いっぱい説明責任を果たしますけれども、基本的な考え、私、教育委員会の考えと現場の学校長さんたちの意思統一、統一見解を極力持とうということで、実は校長会において私が話した講話の原稿があるんですけれどもテープ起こししていますから、つながりが悪いところが結構あるんですけれども、これ読ませさせていただく……。時間がないですか。なければ結構です。

委員長 よろしいです。

教育長 じゃ読ませさせていただきます。

前段の改革プラン、アクションプランについては省かせていただきます。

適正配置適正規模の問題につきましては、大きな環境の変化、激変と言ってよい今後の環境の変化に柔軟に対応し、新しい教育課題、教育ニーズにこたえていける環境の整備をしなければならぬということが大きな目的であります。それを2つの視点から見てみますと、1つは教育的見地と申しますか、教育環境の整備、再整備を図ろうという視点です。

ご承知のとおり、松戸市は高度経済成長によって急速な発展進歩を遂げた市であります。最盛期には人口が10年で2倍になるという勢いで人口膨張に見舞われ、学校も小・中合わせて4校ずつ毎年建設していかなければ間に合わないという高度成長のすばらしさとひずみを両方とも経験しております。昭和56年に小学生が4万7,500人を擁する状況となり、また中学校ではピークの昭和61年に2万二千数百人、両方合わせて8万人近い児童・生徒を擁しておりました。それが急速な経済の停滞と少子・高齢化に伴う人口減少によりまして、現在ではご案内のとおり小学生が2万四千何がし、中学生が1万一千何がし、約半分以下に減少してしまったという現実がございます。ピーク時のそれぞれの学校数を比較してみますと、昭和56年当時の小学校ではおよそ二十二、三校だったと思います。そして、中学校の生徒数がピーク時の学校数が十一、二校であったと思います。およそ児童・生徒数は現在は

2分の1の程度となっております。

後に、現在の学校は情報教育を初め少人数授業等々、各学校に求められている教育ニーズが増大しております。当時の学校規模と現在の学校規模でよろしいかということにはなりません。いろいろな多様なニーズにも対応していかなければならないし、学校機能の高度化という視点をあわせても、当時の学校規模よりも当然大きくなることであります。

しかしながら、余りにも不均衡、アンバランスになってしまったこの状況を改善すべきであるということは議論をまたないところであろうかと思えます。今、小学校で最少規模は198人、最大規模は961人、およそ4.78倍です。平成20年、あと五、六年後にはその格差は5.1から5.2倍に達するであろうという、そういう現況にあることを申し上げさせていただきたい。

その不均衡を多少なりとも是正して、規模による格差のない学校教育を推進していくことが必要かと、いわゆる集団教育の効果という成果を求める視点も必要であろうかと思えます。もちろん小規模校のよさはある。小規模校も必要だという考え方、論点があるということは承知しております。それはまた別途意図的、計画的に教育行政が次のステップで理論構築をし、さまざまな意見を集約する中で、必要であれば小規模校建設という問題に着手するということであろうかと思えます。

次に、2点目は、いわゆる俗に言う財政的見地であります。

限られた行財政資源をいかに有効に配分し、地域サービスの向上に努めていくかという大きな命題は、いつの時代でも行政の第1番目に考えなければならない課題であります。教育ニーズは学校教育でも大変広がりを見せております。少人数授業を初め、IT環境の整備、地域とのコミュニティーづくり等々、多様でしかも奥行きが深いものです。

これに少人数学級と入れても、決して違和感のない文章になりますけれども。

この未曾有の財政危機下に、そういったニーズに対応するために、教育ニーズを的確に把握して的確に対応して使う資源の再配分、有効活用は避けて通れないものであると考えます。これは直接に教育現場に携わる校長先生方の関知せざるところかもしれませんが、教育行政の中での経営者のお一人として広く解釈すれば、この間の事情を十分にしんしゃくしていただきたいと思えます。その再配分、有効活用を基盤として、トータルで選ばれたプランが4つのプランであることをご理解いただきたいと思えます。

次に、学校選択制の導入についてをお話しいたします。

松戸市では、平成15年度にいきなり降ってわいたのがこの学区の弾力化、学校選択制と

というような誤解が生じているように思いますけれども、釈迦に説法ですが、その経過についてちょっと触れさせていただきます。

学校の選択制については、たしか1985年から87年にかけて臨教審の答申の中で提案されております。当時はまだ環境は熟成せず、市場主義的多様化の論理が強過ぎ、ドラスティックな改革案に対して文部省は当初否定的な見解を示しておりました。その後、1996年に行政改革委員会が規制緩和の推進に関する意見書の中でこの問題について触れております。そして、その翌年、文部省は通学区域の弾力的運用をするための通知を出しました。もちろん学区の問題は市町村教委の権限に属する問題で、文部省権限ではございませんが、地方自治の公権力の行使ということで、保護者の言うことを聞かないという、よい悪いは別として、歴史的にそうっております。そういうことを経まして、教育改革プログラムの中に教育体制の弾力化の柱の一つとして文部省は位置づけたわけであります。

短期的には現行通学区域の制度の弾力的な運用、制度の変更ではなく弾力的運用であります。長期的には制度そのものの弾力化であります。それを目的として行われた形跡があるわけですが、いずれにしても学校選択制の問題は中央レベルでは実現されるべき政策の中心課題であるという位置づけになっているはずであります。

その後、中央分権推進法や一括法が施行され、品川、足立、江東といったところがこの問題に積極的に取り組んだところでございます。いよいよ分権化の流れの中で、もはや国の通達など待ってられない、自分たちの市に教育改革問題が惹起しているということを受けとめた結果だろうというふうに思っております。

品川や足立区でもいろいろな原理原則論が錯綜、紛糾したことは記憶に新しいところでございます。けれども、その原理原則論、イデオロギー論の激しさの割には、実際にふたを開いてみたら、比較的すんなりいってしまったというふうな報告がございまして。これは、そのイデオロギー等を越えて、保護者には選択の願望が潜在的、顕在的にあったととらえるしかないという分析評価がなされております。

とにかく子供たち、今の日本社会で選択することが常に生涯つきまとう。よい、賢い生き方をするためには、選択と決定というプロセスを経なければならないという中で、この教育制度そのものが、学区問題そのものが選択できないという市民の中へのフラストレーションのようなものがたまっている。これは教育論議の問題以外に存在しているのではなかろうか。それらをまず背景に、松戸市の現状……。

資料をお渡ししております。これはくどいですが、やめますけれども。

現に在校生まで入れますと1,000人以上の子供たちが選択をしているという現実であります。平成8、9年のころでしたでしょうか、市川市が突然学区の弾力化、弾力的運用だと思えますけれども、大々的に進めるといふ新聞記事が発表されました。これはすごいことをやっているのかなというふうな議論を聞いておりました。そのときに議会の一般的な反応は、近隣の市川市ではやっているじゃないかと。市川市なんか年に400人とかが選択している。すごいじゃないかと。松戸市はおくれているんじゃないかというものでございました。そうした中で、実際には既に市川市を上回る通学者は松戸市にはいたという現実がございます。

資料については割愛させていただきます。

このような現状は、その現状に関して、その主な理由は、親の職業の問題、転居・転出等のタイムラグによる通学路の変更、幼稚園、保育園からの友達関係等々を重視した他の学区への通学など、いろいろな理由で申請が出されている。したがって、松戸市の現在のレベルでは、既存制度の弾力的運用から通学区制度の弾力化に踏み出す時期に来ている、そういう認識であります。

既に許容限度を越えている、そういう状態でございます。学区外申し立て制度が許可基準の拡大、飽和状態を迎えているという状況にあります。以下、このままの状態を進めていくと、学区外就学許可基準の明確な公表が望まれております。学校、学区選択の導入が進み、本市にも同様の求めがふえ始めている、こういう現状認識であります。

なぜ秋に出した改革プランの中で選択制が特にのっているのかという疑念があるかと思えます。もう1年ぐらいおいてもいいのではないかと、時間をかけてもよいのではないかと、ご意見もあろうかと思えます。もっとも当然の話であります。しかし、それはもう限界にきている。公表していなくとも、現在は自由化が原則ではありません。運用にすぎませんから、それぞれの理由によって却下される場合もあり得る。それと同時に、知っている市民とそのことを知らない市民に格差が生じているということが指摘されている今日にあります。

3番目に、学校選択制の長所、短所ということが書かれております。ごらんいただければ、その背景、今後進むべき方向性が見えてくるであろうと思えます。

・に私ども教育委員会が学校選択制を目指す効果として考えております、学校選択制により指定学校、指定外希望学校のいずれにせよ、入学に際して保護者の非選択から選択への意識が強まり、保護者の学校への参加意識、好意的認識が高まる。あくまでも仮説ではありますが、しかし自分の希望する学校に行こうとするのですから、保護者は学校に協力的

になるはずであります。保護者とともに進もうとする学校と保護者の参加意識が相まって、両者が一体となった特色あるよりよい学校づくりを進めることができる。

これに対する対局にある論もあることは承知しております。少なくとも松戸市教育委員会としては、こういう効果を認め期待しております。それにのっとり、各校長先生もこういう学校になるようご努力いただきたい。そして、しっかりと説明責任を果たしていただきたいと願っております。

後は割愛させていただきます。

そういうことでございまして、いろいろご意見もあろうかと思えますから、とりあえずこういうことで教育委員会の趣旨を明快に説明して、現場と行政が齟齬を来さないような努力もしております。

委員長 後半、事務局の説明、かなり長うございましたが、いろいろ議論の中で、いろいろな注文なりこれからの心配とか、そういったようなものが見え隠れしております。

関委員 本当に難しい問題だと思います。今例えば例に挙げますれば、我々が着ている衣服ですね、これは今着ている衣服が一番合っているわけです。したがって、これになじんでいると、この着ているものはなかなか捨てがたい。しかし、この衣服をいつか捨てなければならぬときが来たときにどうするかです。

これは例えばそういうことなんですが、今私のいる大学は私立ですが、私立大学がもう受験生の減少に伴い、あるいは大学に来る学生数がかつてに比べて30万から50万減少するというので、今生き延び作戦をしています。これは今大変な競争です。学校教育に競争原理が入っていいかどうかというのは、これは非常に難しいです。特に義務教育の場合。しかし、大学はもう完全に競争です。そういう中で、国公立は今独立行政法人化しようとしている。これも国の財政との関係です。私学はもうそんなことはずっと昔からやっている。マネジメントを中心にやっているわけです。マネジメントも大事、学生教育も大事、研究も大事と。国がそういうことをしっかりやっている大学に、COEといってセンター・オブ・エクセレンスのお金を重点的に配分しようというような競争原理が出てくると。僕はこれがいいか悪いかというよりも、とにかく日本が今国際市場でどう競争し得る子供たちを育成できるかが大事だと。日本の狭い国で、受験校だあるいは偏差値が高い低いではなくて、外国に出て国際的にどうやって向こうの学生たちと競争できるかです。私はそういう基本的な発想で大学生を教育していますが、それは大学生だけやったんでは遅いんです。本当に小学校、中学、幼稚園からきちっとその教育をする必要がある。そういう意味では、小さいころから大学ま

で一貫した教育がきちとなければいけないのは確かなんです。

だから、そういう中で我々はいろいろなことを改革しています。松戸市が改革する、この教育改革について、私は今回初めてこれに接しました。そういう意味では、もう改革はいろいろなところで行われていることは、これは事実です。したがって、住民がこの改革をどういう形で受けとめ、そしておっしゃるような形でいい形でやっっていこうかということです。これは難しいことは難しい。わかっている。

一番難しい問題になったのは成田闘争です。成田のあそこの地に飛行場をつくったときに、今でももめているのは、やはり地域住民と話し合いをしないで、上から決めて、それでこれでやるよといったから問題。最初から住民ときちと話し合っておれば、これはあんなにもめていないんです。その後随分日本経済にとっては不幸な出来事でした。したがって、僕はそのことを思い出しますので、教育改革についても住民とじっくり話し合っただけで納得していただいて、みんなで改革していこうと。今の状況ではこういうメリットがあるけれども、こういう限界もあると。もう古くなった衣服かもしれん。そういうことを十分にお互いに意見交換して進めていってほしいと。そういう意味での説明責任をぜひ果たしてほしいというふうに思います。

瀧田委員　　ちょっといいですか。すみません、短く。

さっき私、ちょっと教育長のお話の中で1つひっかかったのがあったんですが、改革には痛みを伴うという言葉があって、やはりそれは傍聴席からもいわゆるどよめきがあったと思いますが、私は痛みを子供たちとか地域の方が味わうのではなくて、それは行政の方が痛みとして思うのであって。ですから、その痛みの意味が多分違ったんだと思うんですが、その辺はやはり少なくともいたいけな子供たちとかその地域を愛している人たちにはハッピーな方向であるような話し合いを思っていますので、決して痛みとして子供に残らないようにやっていきたいものだというふうに思っております。

教育長　　一々反論してもあれなんですけれども、誤解されるといけませんので。

改革には痛みを伴うというのは一般論です。痛みを伴わない改革というのはこの世に存在しないというのは私の論理でございます。

ただし、その改革の痛みをどこに持っていくのかということは、これは大きな問題だと思っています。

瀧田委員　　そうですね、そこ。

教育長　　瀧田先生おっしゃるとおり、子供たちやご家庭に痛みを持っていてはならない。

そもそも幸せにする活力ある松戸市をつくろうと言っているんですから、不幸にしたり痛みばかり与えるなんて、そんな大それたことは全然考えていない。一般論でございます。

瀧田委員　　そうですね。よろしくお願いします。

委員長　　長時間にわたっていろいろなご討議をいただきました。要するに、このたびの松戸市生涯学習基本計画、これを一つの松戸市教育委員会の案といたしまして、これから十分説明をし、また議会でも理解をいただき、最終的にこの実施計画といたしますか、そういうことに持っていくんじゃないかなというふうに思います。

非常にいろいろな問題が山積しておりますけれども、きょう出ました37号議案、これを今回ここで採決するかどうかということについて、ご賛同を得たいと思いますが、いかがですか。よろしいでしょうか。

質疑、討論をこれで打ち切りまして、一応採決をさせていただきます。

37号議案、これを原案どおり採決してよろしゅうございますか。

傍聴席は発言を禁止いたします。

採決させていただきます。

本議案採決にご賛同いただけましょうか。いかがでしょうか。

関委員　　私は本当はこの内容についてもう少し意見を交換したいという気持ちも一部あります。それから、新任で新しいというその立場から、余りその決定に影響力を与えたいとは思っていません。しかし、委員となった以上は、賛成か反対か意思表示しなければいけない、と思っています。

その意味で、私は委員としてここにいる以上はやはり責任を負いますから、これだけ問題のあるテーマですので、総論としては僕は賛成しますが、実施に当たっては十分に今の意見を考慮してほしいという附帯決議をぜひつけていただきたいということを申し上げます。

委員長　　いかがですか。

瀧田委員　　同じです。要望を先ほど申し上げていますから、その点を考慮した上で、実施に当たっていただきたいということで。

委員長　　一応この採決はするけれども、その附帯決議としてそういうものを入れていただきたいという要望があります。事務局はどういうふうにお考えになりますか。

本部長　　もちろんこれを実施するに当たって、今後地域なりへの……。議会を初めとしていろいろなところのご理解をいただかなければ、一步も前に進まないわけでございますので、その点につきましては、私ども全力を挙げてご理解をいただく。その上で実施をしていきた

いというふうに思っております。

委員長 それでは、十分そういうことを配慮した附帯決議をするということで、採決をいたしたいと思います。

採決にご賛同いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

関委員 確認します。強行しないという理解でよろしいですね。

本部長 強行できるものではないというふうには思っております。

関委員 わかりました。それなら賛成です。

委員長 じゃそのようにさせていただきます。

これにて全議案を終了いたしました。

-----

#### その他

委員長 その他に移ります。

事務局何かございますか。

企画管理室長 次回の予定を決定させていただきたいと思います。

11月の第2木曜日、13日、午後2時から、こちら5階の会議室で行いたいと考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

委員長 いかがですか。

(「結構です」の声あり)

委員長 じゃ決めさせていただきます。次回教育委員会会議、11月13日、木曜日、午後2時から当会場にて開催をいたします。

-----

#### 閉会

委員長 以上をもちまして、15年10月定例教育委員会会議を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 5時31分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員

